

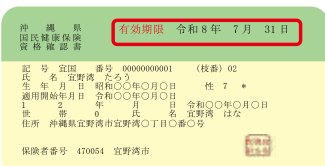
国民健康保険資格確認書等の一斉発送について

法改正に伴い、R6.12.2以降において被保険者証の新規発行が終了したことにより、以下に該当する方に対して、資格確認書または資格情報のお知らせ（以下、資格確認書等という。）を交付いたします。
新しい資格確認書等を、世帯主宛てに7月上旬より随時郵送しておりますので、7月下旬までに届かなかった場合は、国民健康保険課給付係まで、お問い合わせください。

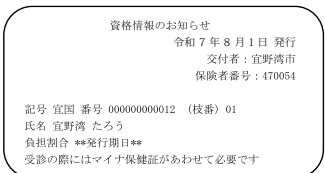
	郵送方法	不在の場合	有効期限
マイナ 保険証なし	簡易書留郵便で 「資格確認書」を郵送	再配達か郵便局 で受取り	R8.7.31 期限
マイナ 保険証あり	普通郵便で「資格情報のお知らせ」を郵送	—	期限なし (70 歳～ 74 歳を除く)

※**マイナ保険証**：マイナンバーカードに健康保険証の利用登録したもの

資格確認書▶



資格情報のお知らせ▶



国民健康保険税について

1. 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和7年度より賦課限度額が引き上げられます。

	改正後
医療分	66 万円（1 万円引き上げ）
後期高齢者支 援分	26 万円（2 万円引き上げ）
介護分	17 万円
合計	109 万円(3 万円引き上げ)

2. 法定軽減制度の対象となる軽減判定所得水準の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和7年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準が引き上げられます。

軽減割合	改正後
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{*2})
5 割軽減	43 万円 + 30.5 万円（1 万円引き上げ） × 被保険者数 ^{*1} + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{*2} - 1)
2 割軽減	43 万円 + 56 万円（1.5 万円引き上げ） × 被保険者数 ^{*1} + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{*2} - 1)

*1 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した者も含む。

*2 一定の給与所得と公的年金等に係る所得を有する者。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ

1. 令和7年8月から資格確認書に切り替わります。

法改正に伴い、「後期高齢者医療被保険者証」は「後期高齢者医療資格確認書」に変わりました。
新しい資格確認書は、7月末までに、市役所から郵送または窓口で交付します。（有効期限は令和8年7月31日となります）8月からは新しい資格確認書を医療機関窓口に提示してください。マイナ保険証をお持ちの方は、そちらで受診することも可能です。
※後期高齢者医療制度では、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず一律資格確認書を送付する暫定運用を継続しています。



タイトルが
「**後期高齢者医療資格確認書**」
に変わります。
有効期限は令和8年7月31日です。

2. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」も変わります。

前年度、被保険者証と併せて「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」または「**限度額適用認定証**」（いずれも薄いむらさき色の証）の交付を受けていた方は、**限度区分を併記した資格確認書**を郵送します。（申請不要）

これにより、「被保険者証（資格確認書）」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の機能が1枚に集約されました。

限度区分が記載されていると、医療機関等で入院・受診の際、自己負担額が限度額（月額）までの負担となります。資格確認書に限度区分が記載されていない方は、申請により限度区分を併記した資格確認書を交付します。申請に必要なものは、下記までお問合せください。

問 国民健康保険課 ☎893-4411（保険税係 内線4245・4261 後期高齢者医療係 内線4271・4272 給付係 内線4226）



7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！

令和7年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマートフォン決済アプリで納めることができます。（※）

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。

※**コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリでのお支払いは、バーコード表示のある納付書に限りです。**

※スマートフォン決済アプリや地方税共通納税（eLTAX）での納付の場合、領収書は発行されません。**納付証明書は有料となります。**

スマホ納付の詳細については、市ホームページをご覧ください。

インターネットで口座振替のお申し込み（WEB口振） スマホやパソコンで、いつでもどこでも手続きができます。

※支店名、口座番号、**通知書番号**がわかるものが必要です。

※WEB口振につきましては、「**令和7年7月22日**」より開始予定です。



便利なスマホ
決済はコチラ▼



WEB口振
について▼



令和7年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限 口座振替日	7/31 (木)	9/1 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	納期限 1/5(月) 口座振替日 12/25(木)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)

安心便利な口座振替を！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

納付相談はお早めに！

病気などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)により住宅等に損害を受けたとき

令和7年度(令和6年収入分)の申告はお済みでしょうか？

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付を受けている方の有効期限は7月31日までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月1日（火）から更新申請の受付を開始しますので、8月末日までに窓口にて、お手続きをお願いします。

○受付時間（午前）8:30～12:00（午後）1:00～5:15

○申請に必要なもの

- ・対象者の国民健康保険資格確認書等
- ・来所する方（届出人）の身分証

※マイナ保険証をご利用の方は、手続きしなくても限度額が適用されます。
（非課税世帯で90日を超える入院がある方は、引き続き申請が必要です）

問 国民健康保険課 ☎893-4411（保険税係 内線4245・4261 後期高齢者医療係 内線4271・4272 給付係 内線4223）